

対馬市 DX 推進計画

令和4年10月

長崎県対馬市

目次

1. 計画の目的	3
2. 計画の背景	4
3. 国の動向	4
4. 対馬市の目指すDX	7
(1) 基本的な考え方	9
(2) 対馬市のDX行動指針	14
5. 計画期間	17
6. DX取組事項	19
7. 全体スケジュール	20

1. 計画の目的

令和2年12月25日に「※1 デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、政府から目指すべきデジタル化のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立って新たな価値を創出する社会全体の※2 デジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。また、自治体が重点的に取り組むべき事項・取組をまとめた「自治体DX推進計画」(令和2年12月25日総務省)並びに「自治体DX推進手順書」(令和3年7月7日総務省)が国から示され、その想定される手順において、全国の自治体に対しDX推進計画の策定をすることが助言されました。このことから対馬市においても自治体DXを推進していくための推進体制を整備するとともにDXを着実に取り組むための「対馬市DX推進計画」を策定しました。

※1 デジタル・ガバメント・・・デジタル技術の活用と官民協働によって行政サービスを見直し、行政のあり方そのものをデジタル社会に対応したものに变革させていくという政府による取組。

※2 デジタル・トランスフォーメーション(DX)・・・ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。この変化は、まず、インフラ、制度、組織、生産方法など従来の社会・経済システムに、AI、IoTなどのICTが導入され、次に社会・経済システムはそれらICTを活用できるように变革される。さらに、ICTの能力を最大限に引き出すことのできる新たな社会・経済システムが誕生する段階を経て社会に浸透し、大きな影響を及ぼすこと。なお、「行政」にとってのDXとは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。

2. 計画の背景

対馬市において、人口減少・少子高齢化の本格的な到来は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育ての在り方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与えています。対馬市での生産年齢人口は、2015年(平成27年)の16,651人に対し、2025年(令和7年)には12,000人程度まで減少することが国立社会保障・人口問題研究所において推計されています。全国的に自治体が抱える課題として、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、また少子高齢化社会に伴う福祉ニーズの増加等により財政基盤の強化を求められることから、職員数の削減等により、現状の行政サービスを維持できなくなることが懸念されています。また、将来において直面する地域課題、社会課題の克服等により、職員の業務量は増加していくことが見込まれていることから、「自治体DX推進計画」においてDXの意義として示された、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく取組を、本市の行政サービスの継続性を保つために着実に推進していく必要があります。

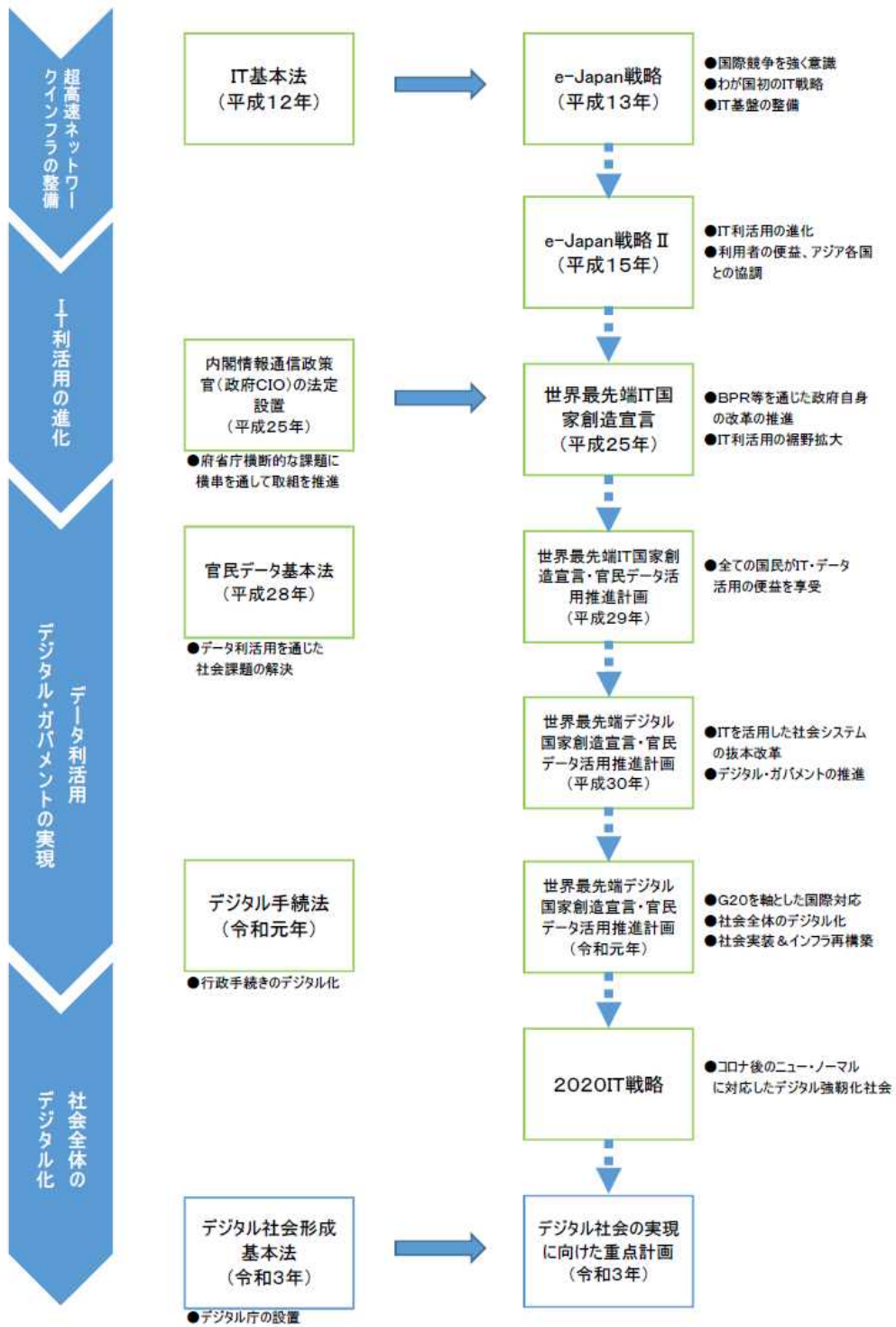
3. 国の動向

インターネットを中心としたICTの活用により、世界的規模で生じていた急激かつ大幅な社会構造の変化に、適確に対応する観点から、平成12年、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。)が制定されました。IT基本法では、インターネット等の「高度情報通信ネットワーク」を整備し、国民が「容易にかつ主体的に利用する機会」を有することで、産業の国際競争力の強化、就業の機会の創出、国民の利便性の向上といった「あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展」がなされ

るとの考えのもと、所要の施策、主にインフラ整備とIT利活用が推進され、その後、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の柱として推進されてきました。

一方、多様・大量なデータ流通による負の側面も顕在化され、個人情報保護や必要なリテラシーを育むことの重要性が増加しました。また、新型コロナウイルス感染症への対応の中で、官民においてデジタル化を巡る様々な課題が明らかになりました。こうした状況を踏まえ、今後、大規模自然災害や感染症等の国民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に際しての強靱性の確保や少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにもデータの活用が緊要であると考えられ、令和2年12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されました。「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル社会のビジョンとして「デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めるとし、当該ビジョンのもとデジタル・ガバメント推進のための取組を加速する「デジタル・ガバメント実行計画」を、またその計画に盛り込まれた自治体に関連する施策の実現のため、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するため「自治体 DX 推進計画」が策定されました。令和3年5月にはIT基本法に代わる法律として「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)が成立し、デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念が規定されるとともに、地方公共団体は基本理念にのっとり、区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有することが規定されました。令和3年9月デジタル庁発足を経て、令和3年12月24日には、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策とデジタル庁を始めとする各府省庁の取組を明記した、新しい「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。このように、近年、急速に行政のデジタル改革が進められています。

【デジタル社会形成基本法施行までの経緯】



4. 対馬市の目指すDX

デジタル・ガバメントの実現は、単に「情報システムを整備する」、「手続きをオンライン化する」、「手続きに係る費用を削減する」、「オンライン利用率を上げる」ということを意味するものではなく、行政サービスが「市民や企業に価値を供給するもの」又は「市民や企業が価値を創造する一助となるもの」の観点から、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な利用者中心の行政サービスの提供を目指す必要があります。そのためには、プロジェクトを成功に導くノウハウとして国が示した「^{※3} サービス設計12箇条」を踏まえながら、本市におけるデジタル化の推進の指針となる3つの行動指針の柱を次のとおり位置付けます。

また、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、令和6年度(2024年度)までの地方創生の基本的方向性を定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示する「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を策定していくとともに、地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、「地方版総合戦略」を改訂し、具体的な取組を推進していくことが示されています。その構造実現に向けた取組方針である「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」、「デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残さないための取組」の4つの柱に基づく取組は、改訂後の「地方版総合戦略」において定めることとなることから、本計画の対象から除くものとします。

※3 サービス設計12箇条

第1条 利用者のニーズから出発する

提供者の視点ではなく、利用者の視点に立って、何が必要なのかを考える。様々な利用者がある場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

第2条 事実を詳細に把握する

実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。

第3条 エンドツーエンドで考える

利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手続のみを切り取って検討するのではなく、サービスを受ける必要が生じたときからサービスの提供後までエンドツーエンドの、他の行政機関や民間企業が担うサービスの利用まで含めた利用者の行動全体を一連の流れとして考える。

第4条 全ての関係者に気を配る

サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Winを目指す。また、デジタル機器が使えない人も、デジタル技術を活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。

第5条 サービスはシンプルにする

利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人やデジタル技術に詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、※4IoT(Internet of Things)や※5AI(Artificial Intelligence)などの新技術の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティ対策とプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築する。

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

サービスの利用費用を低減し、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともにサービスが提供されるような設計を心掛ける。

第8条 自分で作りすぎない

サービスを一から自分で作るのではなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウドサービス等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、AP

I連携等によってほかで利用されることを考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。

第9条 オープンにサービスを作る

サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。

第10条 何度も繰り返す

試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からの意見を踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。

第12条 情報システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、実現手段である情報システム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。

※4 IoT(Internet of Things) インターネット経由でセンサーと通信機能を持ったもの。

※5 AI(Artificial Intelligence) 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般。あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般。

(1) 基本的な考え方

国が策定した「自治体DX推進計画」においては、次の重点取組事項が示されています。

重点取組事項

① 自治体の情報システムの標準化・共通化

目標時期を2025年度(令和7年度)とし、「※6ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、※7基幹系20業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行

〈※8 KPI〉

- ・ 対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合
- ・ 標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合
- ・ 地方公共団体の情報システムの運用経費等(2026年度(令和8年度)に2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)

〈取組方針〉

情報システムの標準化・共通化は、基幹系システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要すると考えられるため、各自治体においては、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。

また、標準準拠システムへの移行に向けた具体的な検討の段階においては、国の策定する標準仕様に基づいて、例えば、様式や帳票などに関して条例・規則等の見直しの検討が必要となる場合があるほか、標準準拠システムを前提とした業務プロセスの見直しも必要となる。特に、2022年度(令和4年度)末を目指して、マイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする旨が言及されている点等も考慮し、情報システムの標準化・共通化を単なるシステム更改にとどめることなく、行政手続のオンライン化を前提とした業務プロセスの見直しや、AI・※9 RPA活用を通じ、自治体のDXにより住民サービスの向上や職員負担の軽減といった※10 UX改革の実現につなげることが重要である。

さらに、システム導入やデータ移行に当たっては、文字情報基盤への対応に伴う他システムへの影響確認や、「ガバメントクラウド」への移行など、これまでのシステム更改における作業に加えて標準化・共通化することに伴う作業が発生することに留意して作業工程を検討することが求められる。

※6 ガバメントクラウド 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数の※11 クラウドサービスを利用できる環境のこと。

※7 基幹系20業務 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護

保険、国民健康保険税、後期高齢者医療、国民年金

※8 KPI Key Performance Indicatorの略称で、「重要業績評価指標」(組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標。)のこと。

※9 RPA Robotic Process Automation(ロボットによる業務自動化)の略。定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。

※10 UX User Experience の略称で、ある製品やサービスとの関わりを通じて利用者が得る体験及びその印象の総体のこと。

※11 クラウド クラウドコンピューティングをさす。情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用すること。

② マイナンバーカードの普及促進

2022年度(令和4年度)末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実

〈取組方針〉

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより交付体制を充実させる。

③ 自治体の行政手続のオンライン化

2022年度(令和4年度)末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に

〈KPI〉

- ・ 原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備
- ・ 処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続のオンライン利用率
- ・ 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続のマイナポータル利用の人口カバー率

〈取組方針〉

令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、原則マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする。具体的には、以下の31手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める。

対象手続一覧

子育て関係(15手続) ※市区町村対象手続		高額介護(予防)サービス費の支給申請
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	介護保険負担限度額認定申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	住所移転後の要介護・要支援認定申請
未支払の児童手当等の請求	介護関係(11手続) ※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続) ※市区町村対象手続
児童手当等に係る寄附の申出	要介護・要支援認定の申請	罹災証明書の発行申請
児童手当に係る寄附変更等の申出	要介護・要支援更新認定の申請	自動車保有関係(4手続) ※都道府県対象手続
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	要介護・要支援状況区分変更認定の申請	自動車税環境性能割の申告納付
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請	自動車税住所変更届
支給認定の申請	被保険者の再交付申請	自動車の保管場所証明の申請

さらに、上記以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める。

④ AI・RPAの利用推進

①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進

〈KPI〉

- ・ AI、RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

〈取組方針〉

自治体は国の作成するAI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAの導入・活用を進める。また、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を検討する。都道府県はAI・RPAを含めたデジタル技術の市区町村のニーズを踏まえ、共同利用を支援する。

⑤ テレワークの推進

テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進

〈取組方針〉

自治体は、国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に、テレワーク導入・活用に積極的に取り組む。また、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組む。

⑥ セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

〈取組方針〉

改定後の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切に各自治体の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

自治体情報セキュリティクラウドについて、2022年度(令和4年度)末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル(標準要件)を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。調達に当たっては、複数の都道府県での共同調達を積極的に検討する。

(2) 対馬市のDX行動指針

- ① 市民が便利さを実感できるDXの推進
- ② 市民が豊かな暮らしを実感できるDXの推進
- ③ 行政サービスの継続性を保つためのDXの推進

① 市民が便利さを実感できるDXの推進

多様化する市民ニーズに対応することはもとより、これまで行政の課題とされていた紙による申請受付や対面による本人確認(又は郵送による本人確認書類の添付)など、行政手続の煩雑さや複雑さをICT化やデジタル化を推進することにより解消を図ります。窓口で行うことが必要な手続については簡素化を、窓口で必ずしも行う必要のない手続については、非接触・非対面を前提とする手続き方法の見直しを行います。特に、マイナンバーカードの普及や活用を進め、行政手続におけるオンライン申請の充実及びコンビニ交付サービスの利用促進など、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きを可能とする、市民のくらしに根付いたDXを推進します。また、デジタルでの手続方法などの案内が市民に広く行き渡ることや、高齢者等デジタル技術に不慣れな方への配慮をしっかりと行い、デジタル化の恩恵をすべての市民が享受できるよう周知啓発に努めます。

○ 主な取組

- ・ オンライン手続き・申請・・・「対馬市オンライン化推進指針」の策定
- ・ オンライン窓口来庁予約・施設予約
- ・ 相談の拡充及び利用推進
- ・ 電子決済サービスの導入
- ・ マイナンバーカードの普及促進

② 市民が豊かな暮らしを実感できるDXの推進

統計データやビッグデータなどのオープンデータの利用は、地域の諸課題の解決や経済の活性化への効果が期待されるとともに、新たな価値を創出することを可能とするため、利便性の高い、ニーズに即したオープンデータの公開を推進します。また、情報弱者となりやすい高齢者、障害者、外国人などに対し、だれもが同じように必要な情報を入手し活用できる新たな支援の仕組みの構築や行政サービスの提供を実施し、市民にとって充実した豊かな暮らしが実感できるようDXを推進します。

○ 主な取組

- ・ オープンデータの推進
- ・ ICT講座等の開催
- ・ ホームページ・SNSを利用した情報発信の充実

③ 行政サービスの継続性を保つためのDXの推進

AIやRPAなどのICTを活用することにより、業務効率化や適正化を図ります。推進に当たっては、業務のあり方を再考し手順の見直しや精査を丁寧に行うことが必要とされていることから、その効果を検証し、常にPDCAサイクルを効果的に回し継続的に業務改善が図られるよう取り組みます。

さらに、国の自治体DX推進計画において取組事項とされている「自治体の情報システムの標準化・共通化」は、住民記録システムをはじめとする基幹系業務システムについて国が定めた標準仕様に準拠したシステムへの移行が必要とされています。業務システムの整備においては、対象となる業務システム以外のシステムへの影響を十分に配慮し、共通基盤を土台とした本市の基幹系システム全体の再構築を行い、検討から運用開始まで、計画的かつ横断的にシステム導入に向けて取組ます。こうした取組に加え、職員の意識改革と^{※12}ICT活用能力の向上を図ることを目的とした^{※13}デジタ

ル人材の育成を行うことにより、組織風土や行政経営の改革、コスト削減や業務の質を高めることが可能となります。ICTの効果的な活用とデジタル人材育成の取組が市民サービスのさらなる拡充につながるよう、行政におけるデジタルの積極的な活用に努めます。また、本市が保有するすべての情報資産に対し、サイバー攻撃、自然災害、インフラ障害等あらゆる脅威から防御することは市民の財産、プライバシー等を守り、かつ安定的な行政運営を行うため大変重要です。デジタル化の推進にあたっては、職員一人ひとりがこうした認識を持つとともに、情報セキュリティ対策を講じます。

※12 ICT Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。ICTは、ITに「Communication（通信、伝達）」という言葉が入っており、ITよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調しています。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視しています。スマートフォンやIoTが普及し、さまざまなものがネットワークにつながって手軽に情報の伝達、共有が行える環境ならではの概念です。

※13 デジタル人材 効果的・効率的に行政サービスを提供するために、システムやAI等の技術を駆使することができる人材。

○ 主な取組

- ・ AI-OCRやRPAの利用推進
- ・ テレワークシステムの利用推進
- ・ Web 会議ツールの利用推進
- ・ 政策形成におけるデータ活用推進
- ・ システムの標準化・共通化
- ・ デジタル人材の育成
- ・ 情報セキュリティ対策

5. 計画期間

本計画の期間は、国の「自治体DX推進計画」を踏まえて、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。なお、計画の期間内であっても、社会情勢の変化等で計画の変化が必要な場合は、随時計画の見直しを行います。

6. DX 取組事項

本市が具体的に取り組む事項は、次のとおりです。

No.	取組事項	内容	効果
1	情報システムの標準化・共通化	国が示す基幹系業務システム(20業務)及び付随する業務システムについて、業務のプロセス・帳票・制度の見直し、標準仕様書の分析、システム要件の整理等に取り組めます。本市では、令和5年度末に基幹系業務システムの更新時期を迎えることから、令和4年度末までにシステムの導入方針及び令和5年度から令和7年度までの年度別事業計画を含んだ「対馬市基幹情報システム更新方針」を策定し、それに従い令和7年度末までに、国が提供する共通基盤(ガバメントクラウド)への移行を完了し、標準準拠システムによる運用を開始します。	・共通基盤の利用による業務負担や経費を削減 ・情報セキュリティ対策を向上
2	マイナンバーカードの普及促進	すべての住民がマイナンバーカードを保有することを目指し、全庁をあげて普及促進の取組を実施します。国においては、令和4年度末までに、ほぼ全国民にマイナンバーカードがいきわたることを目標としていますが、本市においては、令和4年度末までにマイナンバーカー	・オンライン申請などデジタル社会を推進 ・行政機関及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行う引越しワンストップサービス導入による住民の利便性の向上、行政

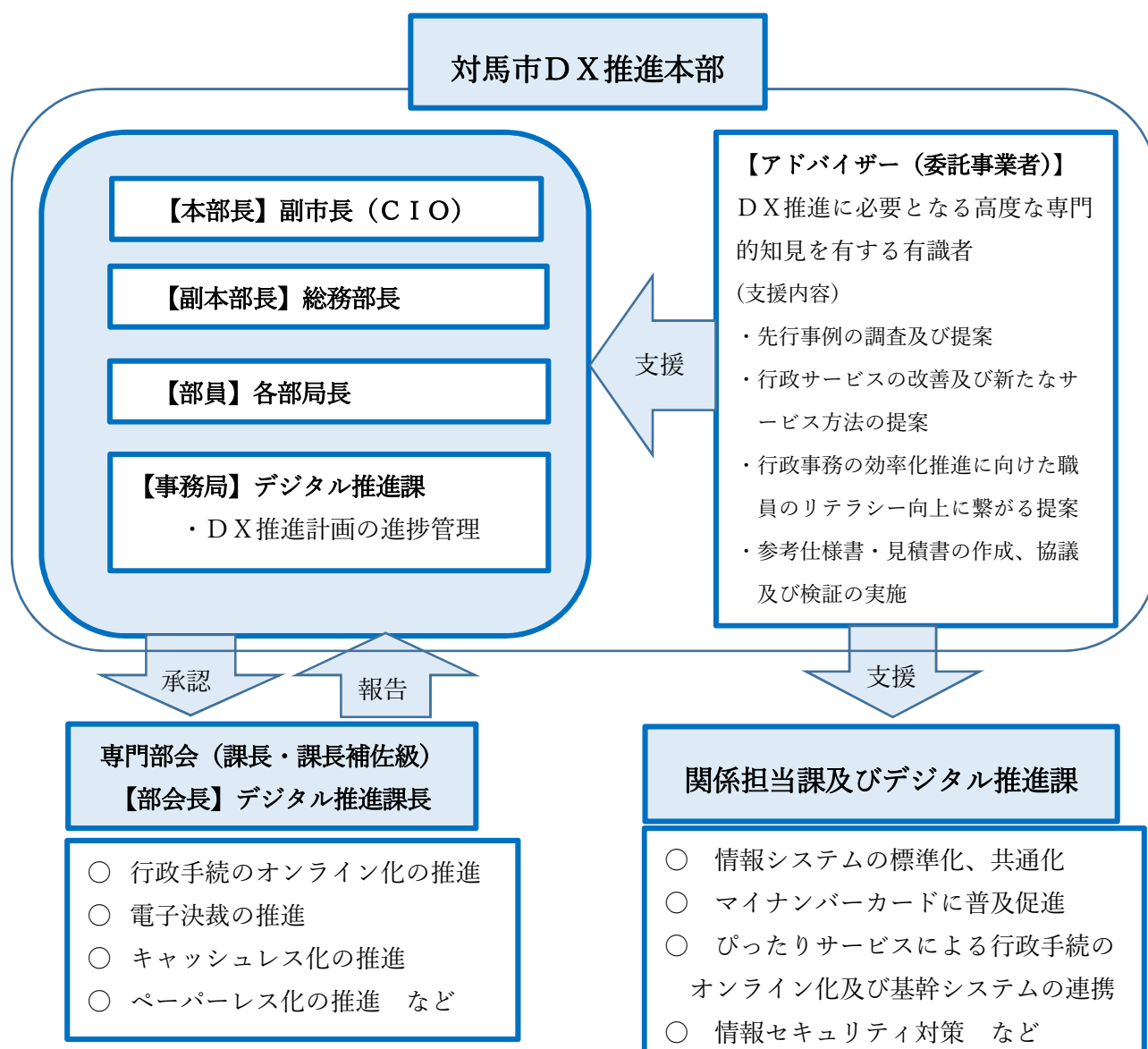
		ドの取得率が長崎県平均を上回ることを目指します。	機関及び民間事業者の作業の簡素化・効率化を実現
3	行政手続のオンライン化	対馬市オンライン化推進指針を策定し、全庁的に取組ます。特に国民の利便性向上に資する手続として国が指定する31手続のうち、本市において住民の利便性の向上や業務の円滑化・効力化の効果が見込まれる子育て、介護、被災者支援の25手続は、マイナンバーカードを用いたオンライン申請及び基幹情報システムとの連携に取組ます。	・時間や場所に縛られずに、いつでもどこでも手続が行えるなど市民の利便性を向上 ・オンライン申請内容の審査、情報システムへの入力等の作業を迅速化又は省力化
4	RPA・AI-OCR等の利用促進	高齢者や少子化による人口減少に伴う自治体職員の削減や税減収が進む中においても、行政サービスを維持・向上させるために、RPA・AI-※14OCRなどのデジタル技術の活用により業務の効率化及び正確性の向上を図る。	・紙媒体の印刷や配布、データ入力や集計等の作業の削減を図り、行政サービスの企画立案や重点業務への注力を推進
5	テレワークの推進	テレワークの推進により、育児や介護など時間的制約を抱える職員をはじめ、職員一人一人の多様な働き方を実現し、業務の質を高め、住民サービスに繋げる。また、本庁部署と出先部署間をリモート活用により、効率化を図る。	・移動時間の短縮や業務生産性の向上の実現 ・ワークライフバランス(仕事と暮らしの調和)の向上推進
6	セキュリティ対策の徹底	急速なデジタル技術の進歩により求められる、適切なセキュリティ対策の徹底を図る。それらの変化にあわせてセキュリティポリシーを随時見直し、情報を守る取組を継続する。	・個人情報や企業の経営情報などの保護 ・デジタル社会に速やかに順応する体制確立
7	その他	スマートフォン等のデジタル機器の操作やオンラインでの行政手続に慣れていない市民に対するデジタル活用支援に取り組む。	・誰一人として取残さない、人に優しいデジタル化に向け、デジタルデバインド解消を推進

※14 OCR Optical character recognition の略。活字の文書画像(通常イメージスキャナーで取り込まれる)を文字コードの列に変換するソフトウェアのこと。光学文字認識ともいわれる。

6. 推進体制と役割

自治体DXの推進に当たっては、国が示した「自治体DX推進手順書」に準じ、本部長（副市長）、副本部長（総務部長）、本部員（各部局長）、DX推進に必要となる高度な専門的知見を有する有識者（アドバイザー）で構成する「DX推進本部」を令和3年度に整備しました。具体的なDX関連事業は、関係担当課及びデジタル推進課で推進していきます。また、各課を跨ぐ業務等については、DX推進本部会議の承認のもと、デジタル推進課長を部会長とする専門部会で検討を進めます。

【DX 推進体制図】



7. 全体スケジュール

DX 取組事項における、スケジュールは次のとおりです。

取組事項	詳細	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1. 情報システムの標準化・共通化	推進体制の確立	→			
	情報システム更新計画策定	→			
	標準化・共通化に伴う国等からの情報収集	→	→	→	→
	標準仕様に基づく業務フローの見直し	→	→	→	→
	情報システムの選定		→		
	情報システムの移行			→	→
	条例・規則等の改正			→	→
2. マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの普及促進	→			
	令和4年度末の状況を踏まえた普及促進		→	→	→
3. 行政手続のオンライン化	行政手続のオンライン化環境整備(ぴったりサービス)	→			
	その他の手続のオンライン化の推進	→	→	→	→
4. RPA・AI-OCR等の導入検討	RPA・AI-OCR等の導入検討		→	→	→
	RPA・AI-OCR等の効果検証		→	→	→
	RPA・AI-OCR等の導入選定			→	→
5. テレワークの推進	テレワーク実施に向けたシステムの導入	→			
	テレワーク実施に向けた体制整備		→	→	→
6. セキュリティ対策の徹底	セキュリティクラウドの更新(長崎県:令和3年度更新)				→
	職員へのセキュリティ研修の実施	→	→	→	→
	セキュリティポリシーの見直し	→	→	→	→
7. その他	スマートフォン等のデジタル活用支援の企画	→	→	→	→